公益財団法人世田谷区産業振興公社個人情報保護規則の施行に関する細則 平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人世田谷区産業振興公社個人情報保護規則(平成18年4月1日公社規則第5号。以下「規則」という。)の施行について、必要な細則を定めるものとする。

(用語)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例に よる。

(開示等の請求書)

- 第3条 規則第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項又は第16条 第1項若しくは第2項の規定による請求(以下「開示等の請求」という。)を 行う場合は、個人情報開示等請求書(第1号様式)を提出しなければならな い。
- 2 開示等の請求をする者は、開示等の請求に係る保有個人情報の本人である こと又は本人の法定代理人若しくは本人が委任した代理人であることを証明 するために必要な次に定める書類を提出し、又は提示しなければならない。
 - (1) 開示等の請求をしようとする本人は、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、その他請求をする本人であることを証明する書類
 - (2) 法定代理人の場合は、本人との関係を証明する書類及び法定代理人本人で あることを証明する前号に定める書類
 - (3) 委任による代理人の場合は、委任状及び代理人本人であることを証明する前1号に定める書類

(個人情報開示決定書等)

- 第4条 規則第14条に規定する書面は次のとおりとする。
 - (1) 第1項本文の規定により、当該保有個人データの全部を開示する旨の決定 をした場合、「個人情報開示決定通知書」(第2号様式)により通知するもの とする。
 - (2) 第1項ただし書の規定により、当該保有個人データの一部を開示する旨の決定をした場合、「個人情報一部開示決定通知書」(第3号様式)により通知するものとする。
 - (3) 第1項ただし書の規定により、当該保有個人データの全部を開示しない旨の決定をした場合、「個人情報非開示決定通知書」(第4号様式)により通知するものとする。

(訂正等の請求)

第5条 規則第15条第1項の規定により当該保有個人データの内容の全部若

しくは一部について訂正、追加若しくは削除(以下「訂正等」という。)を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、「個人情報訂正等決定通知書」(第5号様式)により通知するものとする。

(利用停止等の通知)

- 第6条 規則第16条第3項の規定により保有個人データの全部若しくは一部 について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定を したとき、又は保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供 を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、 「個人情報利用停止等決定通知書」(第6号様式)により通知するものとする。 (苦情の申出に関する回答書)
- 第7条 規則第19条に規定する苦情の申し出については、「苦情の申出に関する回答書」(第7号様式)により回答するものとする。

(手数料の額)

- 第8条 開示等の請求にかかる手数料は、次のとおりとする。
 - (1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用中止に要する費用は、無料とする。
 - (2) 保有個人情報の写しの作成及び送付に要する手数料は、開示請求者の負担とする。
 - (3) 前号の手数料は、別表のとおりとする。

(委 任)

第9条 この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

		金額		
情報の種類	写しの作成の方法			
文書、図画及び写真	複写機による写し (単色)	1 枚	10円	
	複写機による写し(多色)	1 枚	100円	
電磁的記録	印刷物として出力したもの(単色)	1 枚	10円	
	印刷物として出力したもの(多色)	1 枚	100円	
	CD-Rに複写したもの	1 枚	600円	
	ビデオテープに複写したもの	1 巻	(120分)	400円
技術的に困難なもの質	実費	相当額		
写しの送付に要する	費用	郵便	料金相当	額

第1号様式(第3条第1項関係)

個人情報開示等請求書

		年	月	日
公益財団法人世田谷区産業振興么	公社理事長 あて			
	住 所			
	氏 名			
	電話番号	()	

公益財団法人世田谷区産業振興公社個人情報保護規則第18条第1項の規定 に基づき、次のとおり情報の開示を請求します。

請求の区分	開示 (□閲覧 □視聴 □写しの交付)、□訂正、□追加、
	□削除、□目的外利用の停止又は消去、□外部提供の中止
請求に係る個人情報の内容	
	請求者が法定代理人のとき
	本人の住所
	本人の氏名
請求の趣旨	

(注1) 該当する事項の□にレ印を記入してください。

(注2) 法定代理人による請求の場合は、本人の住所及び氏名の欄を記入し、請求者であることを証明する書類及び法定代理人の資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

笛	2	号様式	(第4	条第	1 号	関係)
77	4	クルバン	(27) 1	\sim \sim	I 7	

	世産公	発 第	号
	年	月	日
<u>樣</u>			
	公益財団法人世田谷区産業	き振興な	〉社

理事長名 印

個人情報開示決定通知書

年 月 日に請求がありました個人情報の開示について、公益財団法人世田谷区産業振興公社個人情報保護規則第14条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので通知します。

請求に係る個 人情報の件名 又は内容				
開示の方法	□閲覧	□ 写しの交付	□ 視聴	
開示の日時	年月	午前 日() 時 午後	午前 分から 時 午後	分まで
開示の場所				

第	3	号様式	(第4	条第	2	묶	関係	.)
シリノ	\mathbf{c}	1) 11 1	(カノエ	/\ ///	_	′.		• /

	世産公	発 第	号
	年	月	日
<u></u>			
	公益財団法人世田谷区産業	Ě振興	公社

個人情報一部開示決定通知書

理事長名 印

年 月 日に請求がありました個人情報の開示について、公益財団法人世田谷区産業振興公社個人情報保護規則第14条第1項の規定に基づき、次のとおり一部開示することに決定したので通知します。

請求に係る個 人情報の件名 又は内容						
開示しない部 分及び理由						
開示の方法	□ 閲覧		写しの交	≶付 □	視聴	
開示の日時	年月	日 ()	午前 時 午後	分から	午前 時 午後	分まで
開示の場所						

笙	4	号様式	(冬笠	3	무	盟权	
カナ	4	ケルベン	(4) 4	\mathcal{A}	O	\neg	天门天	: /

世産公発第一号
年 月 日
公益財団法人世田谷区産業振興公社
理事 巨夕 向

個人情報非開示決定通知書

年 月 日に請求がありました個人情報の開示について、公益財団法人世田谷区産業振興公社個人情報保護規則第14条第1項の規定に基づき、次のとおり非開示とすることに決定したので通知します。

請求に係る個 人情報の件名 又は内容		
非開示の理由		

笛	5	号様式	(第:	5	条	関	係)
シリノ	\mathbf{c}	1) 1/1/20	(2)	\mathbf{c}	\sim		VIN.	,

世産公	発第	号
年	月	E

様

公益財団法人世田谷区産業振興公社 理事長名 ⑩

個人情報訂正等決定通知書

年 月 日に請求がありました個人情報の(訂正・追加・削除)について、公益財団法人世田谷区産業振興公社個人情報保護規則第15条第2項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

請求に係る個 人情報の訂正 等の件名又は 内容	
訂正等の決定内容	□ 請求どおり訂正、追加又は削除いたします。 □ 請求の訂正、追加又は削除はいたしません。 (理由)

笙	6	号様式	(条関係)
תלי	U	ク 1次 上し	(71) ()	

世産公	発第	号
年	月	日

様

公益財団法人世田谷区産業振興公社 理事長名 ⑩

個人情報利用停止等決定通知書

年 月 日に請求がありました個人情報の(目的外利用の停止又は消去・外部提供の中止)について、公益財団法人世田谷区産業振興公社個人情報保護規則第16条第3項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

請求に係る個 人情報の利用 停止等の内容	
利用停止等の決定内容	□ 請求どおり個人情報の利用停止等いたします。 □ 請求の個人情報の利用停止等はいたしません。 (理由)

	第	7	号様式	(第7	条関係)
--	---	---	-----	-----	------

世產公	発第	号
年	月	日

様

公益財団法人世田谷区産業振興公社 理事長名 ⑩

苦情の申し出に関する回答書

年 月 日の個人情報保護に関する苦情の申し出について、公益財団法人世田谷区産業振興公社個人情報保護規則第19条の規定に基づき、次のとおり回答します。

申し出の内容	
内容の調査	
措置の内容	